

特名随意契約の理由書

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 案件番号 | K 3 - 1 1 |
| 2 | 案件名 | 宝塚市ホームページシステム使用契約 |
| 3 | 案件場所 | 宝塚市 市内一円 地内 |
| 4 | 契約期間 | 契約日 から 令和 1 2 年（2 0 3 0 年） 1 1 月 3 0 日 |
| 5 | 契約相手方 | 住所：兵庫県神戸市中央区京町 7 4
社名：株式会社フューチャーイン |
| 6 | 指定理由
(根拠) | 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 <u>2</u> 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 <u>ただし書</u> 該当

(指定理由)
本業務を実施するにあたり公募型プロポーザルを実施したところ、2 者から提案があった。提案者から提出された企画提案書類やプレゼンテーションを基に、プロポーザル審査会において厳正な審査を行った結果、当該事業者が本業務の優先交渉権を得た。
当該事業者の提案内容等が、本業務の目的達成に資するものと判断したため、当該事業者を契約相手として指定する。 |
| 7 | 問い合わせ先 | 課名：広報課
内線：2 0 3 3 |

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 2 4
- 2 案件名 令和 6 年度 戸籍総合システムクラウド化に伴う住民基本台帳ネットワークシステム連携設定変更及び既存住基システム連携設定変更業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 2 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は標準化移行の一環としての戸籍総合システムクラウド化に伴い、データ連携を行なっているシステム間の連携情報の変更が必要になるが、その設定変更等の作業を委託するものである。
今回のクラウド化により連携情報の変更となる対象システムは既に導入済の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）及び既存住基システムであり、住基ネット及び既存住基システムは、いずれも連携運用や保守を日本電気株式会社が担っている。
当該設定変更は連携プログラムの改変となり、著作権の観点からも他者では対応が不可能であるため、上記相手方を相手方として指定するもの。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 6 8 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第 1 2 1 9 号
- 2 案件名 令和 6 年度市端末更新に伴う介護システム側対応作業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 8 日まで
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通 7 - 1 - 5 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 JAPAN 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
市端末更新に伴う介護システム側対応にかかる作業は、現在稼働している介護保険システムを、市が導入する Windows11 対応端末にインストールするものであり、同システムの動作確認等には同システムの所有者である上記事業者のみが対応できるため、作業委託契約を結ぼうとするものである。
7. 問合わせ先
課名： 介護保険課 内線： 2 1 6 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－３０
- 2 案件名 令和６年度庁内パソコン更新に伴う障害（がい）福祉情報支援システム
対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から 令和７年（２０２５年）２月２８日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通７丁目１番５号 三宮プラザＥＡＳＴ
社名： 富士通Ｊａｐａｎ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
情報政策課において、各部署に設置しているパソコンの更新が行われること
に伴い、当課における障害（がい）福祉情報支援システムの再設定及び動
作確認作業のための修繕が必要となります。
現行の障害（がい）福祉情報支援システムは、富士通Ｊａｐａｎ株式会
社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシス
テムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開
発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有してい
ることが必須であること、現行システムとの不可分性に鑑み、同事業者
を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線：２５４０

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委R 6－1 1
- 2 案件名 歯科電子カルテネットワーク保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和12年（2030年）2月28日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府高槻市富田丘町9番5号
社名：石黒メディカルシステム株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該保守管理の対象である歯科電子カルテは、情報セキュリティ対策の観点から24時間365日監視する必要がある、その保守には休日夜間を含め駆けつけ対応を行うことができる等、トラブルへの措置が求められる中、それらを円滑に行うことができるのが、機器の保守対応に精通している上記相手方のみであるため。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868